

生駒市条例第38号

生駒市職員定数条例及び生駒市の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成28年9月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員定数条例及び生駒市の費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

(生駒市職員定数条例の一部改正)

第1条 生駒市職員定数条例(昭和42年4月生駒市条例第4号)の一部を次の  
ように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(生駒市の費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市の費用弁償に関する条例(昭和45年3月生駒市条例第2号)の  
一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。